

女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性職員の活躍を推進するとともに、職員全体が家庭と仕事の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間・実施時期

2025年4月1日から2028年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 男性育休取得率：100%

【取組内容】

- ・ 対象者への個別の意向確認
- ・ 管理職研修等における周知

目標2 総合職新卒採用の女性割合：40%以上

【取組内容】

- ・ 女子学生向け座談会の実施
- ・ 採用パンフレット等を通じた社内で活躍する女性職員の紹介
- ・ DE&I 推進にかかる対外発信の強化（DE&I ブックの更新・充実）

目標3 年次有給休暇取得率：70%以上

【取組内容】

- ・ 取得奨励のための通知
- ・ 管理職研修等における周知

以上